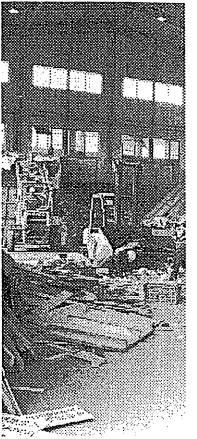


分別
で



リサイクル
細な分別

「単品にする」施設とし
て、リサイクルプラント
を設置。ここで詳細な分
別が行われている。リサ
イクルプラントには破碎

組み、カナダ領事館など
の協力を得て名古屋周辺
地域の自治体を持つ施設
等を中心に日本の廃棄物
技術の視察を実施した。

から、より高度な廃棄物
処理技術の導入を検討し
ており、リサイクルの最
先端技術を視察するのが
今回の目的。

ホテルで日本の行政、企
業関係者などを招いてレ
セプションも開催。意
見・情報交換が行われ
た。視察団長を務めたラ

年度比ではエアコンが約
三・四割増、ブラウン管
テレビが約一・八割
増、電気冷蔵庫・電気冷
凍庫が約〇・三割増、電

循環型社会

づくりへの警鐘

「行政処分録書07/08」より

廃棄物処理法が施行さ
れて三五年以上の月日が
流れ、廃棄物処理業界を
取り巻く社会環境は大き
く変化した。特に、CS
Rやコンプライアンスに
関する考え方が社会生活
にまで浸透した昨今、廃
棄物処理に携わるすべて
の関係者は、目まぐるし
く変わる法制度を理解し
て真摯に日々の業務を進
める時代がやって来た。

廃棄物処理法は、廃棄
物とされた物に対する規
制法であり、業許可と施
設許可の二つの許可を基
本に成り立っているが、
この許可に関連して法的
問題が発生した場合、行
政処分が行われる。この
処分を行う際の目安が、
二〇〇一年五月「行政処
分の指針について」(通

廃棄物処理におけるリスクマネジメントをどう考えるか？

日本廃棄物管理機構取締役・監査員

木川 仁

知)「現在、〇五年八
月通知を運用中」として
環境省から関係自治体に
通達されている。この指
針は法律ではなく、あく
までも各自治体が行行政
指 導を行う際の考え方を示
すもの過ぎないが、そ
の運用現場では何が行わ
れているのだろうか。

行政は説明責任遂行を

まず、次の二つの具体
的な行政処分事例を紹介
しよう(表参照)。
この事例は、両自治体
が外部公表した内容をそ
のままの形で記載した
が、処分理由を見た限り
大差なく、両ケースとも
法第一六条にある「投棄
禁止」(何人も、みだり
に廃棄物を捨ててはなら
ない)に該当すると思え
られる。また、これらの
行為を行った者は、「廃
棄物の処理及び清掃に関
する法律第一四条の三等
にある日、B B県担当者
に係る法定受託事務に関
する処理基準について」
〔環境産発第〇五〇八一
二〇〇二号(〇五年八月
十二日)〕によると許可
取消しに該当する。
ここで、もう一度、両
ケースをよく読み比べて
みた時、M B工業の方が
過失(他人の土地に投棄
生活環境の保全上の支障
の大きさ)の程度は大き
く、両ケースの判断は逆
のように思えて来る。な
ぜこのようなことが起き
てしまうのであろうか？
詳細を管轄自治体にヒ
アリングしたところ、以
下の事実が分かった。
ある日、B B県担当者
の事実が分かった。
同様の軽減措置を規定し
ているが、A A県は、行
政処分の指針に準じて法
定受託事務を淡々と遂行
したようである。
この二事例のように背
景や詳細理由が不明なま
ま結果だけを公表された
時、排出者や処理業者は、
廃棄物処理におけるリス
クマネジメントの具体策
をどう考えるべきか不安
になる。例えば、この二
事例の課題は、社会的説
明性が求められる昨今に
あって行政サイドからの

【許可主体】 AA県 【処分日】 2007年12月〇〇日
【被処分者】 住所 AA県XX市……
名称 有限会社 FA工業
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の許可取消し
【処分理由】
被処分対象業者は、2006年7月頃、自社事務所北側敷地において、家屋の解体工事から発生した廃棄物である廃瓦約18 tをみだりに投棄した。この行為は、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に違反する。

【許可主体】 BB県 【処分日】 2007年10月〇〇日
【被処分者】 住所 BB県YY市……
名称 有限会社 MB工業
【処分内容】 産業廃棄物収集運搬業の全部停止90日間
【処分理由】
被処分対象業者は、2006年9月〇〇日から同月〇〇日までの間に、自ら行った解体工事から生じた産業廃棄物及び同解体工事で解体した工作物の内外に保管されていた廃棄物、廃プラスチック類約3.0mi、木くず約2.5mi及び、がれき類約9.18 tをBB県YY市内の土地においてみだりに投棄した。

説明性がないことに帰着
すると考えられる。
処理業者や行政を中心
とした関係者が、今、考
問題として捉えねばなら
ないと考ええる。次回以降
当社が収集した最新の行
政処分(〇七/〇八年)
を分析することにより、
行政、処理業者、排出者
の各々の視点から廃棄物
処理における今日的なり
スクマネジメントをどう
考えて行くか読者と一緒
に考えてみたい。(毎月
第三週掲載予定)
(まがわ・ひとし)